

## 札幌市障がい児フォスタリング事業に係る質問への回答について

質 問	回 答
<p>(1) 『「札幌市障がい児フォスタリング事業」公募型企画競争提案説明書』の「1 3 企画提案書の提出(2) 提出書類 ケ 相談員の経歴書」と示されていますが、「同1 3 企画提案書の提出(3) その他の留意事項 エ」において「印を押さない企画提案書、里親支援業務又は類似の活動実績、里親リクルーター、里親支援員及び訪問等支援員の経歴書(以下省略)」の作成準備を規定しています。</p> <p>(2) また、「札幌市障がい児フォスタリング事業仕様書」の「3 事業の実施体制 事業を担当する相談員(以下、「相談員」という)を1名配置して実施する。(以下省略)」と示されていますが、「4 実施方法 (2) 里親研修事業 キ」において「里親トレーナーは(以下省略)」との表記があります。</p> <p>(1) (2) のいずれにおいても、公募型企画競争参加者が用意すべきなのは、事業仕様書の実施体制を基本とすると、「相談員」のみの配置とその経歴書の準備のみが必要な要件であるとも考えられますが、この解釈で間違いはないでしょうか。</p>	<p>その通りです。</p> <p>札幌市障がい児フォスタリング事業では、事業を担当する相談員を1名配置していただき、企画提案書の提出時には、相談員1名分の経歴書を提出してください。</p>